

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
タイ	アジア太平洋障害者センター建設計画のための贈与に関する日本国政府とタイ王国政府との間の交換公文	アジア太平洋障害者センター建設計画を実施するための詳細設計に必要な役務の供与	47,000千円 H16.3.10まで	H15.3.11 バンコックで (同日)	日本側 時野谷敦在タイ大使 タイ側 プラダーブ・ピソ ン経済協力局長	H15.7.3 225号
タイ	アジア太平洋障害者センター建設計画のための贈与に関する日本国政府とタイ王国政府との間の交換公文	アジア太平洋障害者センター建設計画を実施するため必要な 1. 障害者センターの建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	491,000千円 (H15年度 210,000千円) H16.3.31まで (H16年度 281,000千円) H17.3.31まで	H15.6.5 バンコックで (同日)	日本側 時野谷敦在タイ大使 タイ側 プラダーブ・ピソ ン経済協力局長	H16.6.30 301号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

タイとの無償資金協力取極一覧